

八丈町介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業・通所事業の指定申請に係る提出書類一覧

(この書類も提出してください。)

申請する事業所の名称	
------------	--

事業所で提供するサービス全てにチェックしてください。

第1号訪問事業(予防給付相当)

第1号訪問事業(訪問型サービスA)

第1号通所事業(予防給付相当)

		申請書及び添付書類	申請者確認欄	備考
提出書類	1	八丈町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定申請書(第3号様式)		
	2	介護予防・日常生活支援総合事業(第1号訪問事業)の指定に係る記載事項(付表1-1)		第1号訪問事業の場合に限る
	3	訪問事業責任者(サービス提供責任者)一覧(付表1-1別紙) 【サービス提供責任者が3名以上の場合のみ提出】		
	4	介護予防・日常生活支援総合事業(第1号訪問事業)を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項等(付表1-2)		
	5	介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業)の指定に係る記載事項(付表2-1)		
	6	介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業)の指定に係る記載事項(付表2-1別紙)【2単位以上実施する場合】		
	7	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書		
	8	介護保険法第115条の2第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書(参考様式1)		
	9	八丈町暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに掲げる者に該当しない旨の誓約書(参考様式2)		
	10	東京都発行の指定通知書の写し		既に訪問介護・通所介護の指定を東京都から受けている場合に限る
	11	東京都へ指定申請を行い受理された書類の写し一式 (添付書類12~21の内容を含む書類の写し一式。東京都への指定申請時のものから変更があった場合は、変更後の最新の書類の写しを提出してください。)		

添付書類	12	申請者の登記簿謄本又は条例等		訪問介護・通所介護の指定を東京都から受けている場合は、東京都へ指定申請時に提出された書類一式(最新のもの)を添付していただくことで、新たに添付書類を作成し、提出していただく必要はありません。 地域密着型通所介護の指定を町から受けている場合は、提出不要です。
	13	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式3)		
		就業規則の写し、組織体制図、資格証の写し、雇用契約書の写し又は誓約文		
	14	サービス提供実施単位一覧表(参考様式4)【第1号訪問事業の場合は提出不要】		
		日課表等(サービス提供単位ごとのサービス内容がわかるもの)		
	15	事業所の管理者の経歴書(参考様式5)		
	16	事業所のサービス提供責任者の経歴に係る書類【第1号通所事業の場合は不要】		
	17	事業所の平面図等(参考様式6)		
		外観及び内部の様子がわかる写真		
18	運営規程(料金表含む)			
19	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要(参考様式7)			

備考 1 「申請者確認欄」の該当欄に「○」を付し、添付書類等に漏れがないよう確認してください。

- 2 既に訪問介護・通所介護の指定を受けている事業者が、第1号訪問事業・通所事業の指定を受ける場合において、届出事項に変更がないときには、東京都へ指定申請を行い受理された書類の写し一式を添付することによって、添付書類を新たに作成し提出することを省略することができます。

担当者連絡先

提出いただいた申請書類に記載された内容等について、問合せをする際の担当者名と連絡先を記入してください。

事業所名	
担当者名	
連絡先	(電話) (FAX)